

5 学校生活のしくみときまり

1 東京都立瑞穂農芸高等学校定時制課程 生活指導三原則

「**時を守り**」：時間を守る。約束の時間に遅れない。（遅刻をしない。）今は何をすべき「時」なのかを理解し、適切な行動をする。

「**場を清め**」：掃除をする。一つでも足元のゴミを拾うこと。掃除は皆で協力してやる。綺麗な教室で学習できるようにする。

「**礼を正す**」：礼儀（相手に敬意をあらわす作法）を正すことにより、人間関係をよくし、生徒、教員ともに楽しい学校生活を送れるようにする。節度を守ることにより、規律正しい学校生活を送るとともに、登下校時のマナーを改善し、地域に愛される生徒・学校を育てる。

2 生活指導の重点

- (1) 基本的生活習慣の確立
- (2) 自主性の育成
- (3) 学校行事・特別活動への積極的な参加
- (4) 身の回りの安全対策

3 生徒心得

(1) 服装について

- ①服装・髪型は高校生らしい品位を保ち、見苦しくないようにする。
- ②体育・部活動・実習などを行う場合は定められた衣服を着用する。
- ③校内では指定された上履き・体育館履きを使用する。違反した場合、年度途中であっても指定業者から再度購入させる。

(2) 登校・下校時

- ①登校は午後4時30分以降とする。定時制生徒は午後4時30分以前に、普通教室に入らないこと。午後4時30分以前に登校してしまった場合は、図書室で待機すること。
- ② 防犯のため、なるべく複数で登・下校すること。見知らぬ人に声をかけられても、一緒について行かないこと。見知らぬ人に声をかけられたり、つきまとわれたりした場合は、すぐに警察・学校・保護者に連絡すること。（下校時は夜遅く、この地域には不審者も多い。）
- ③ 自転車通学をする際は、登録申請をしてステッカーをもらい、自転車の後輪泥除けなど見えやすい場所に張ること。ステッカーが貼られていない場合は、車輪を鎖で縛ることがある。
- ④ 自転車は安全運転を心がけること。右側通行・二人乗り・無灯火・整備不良・雨天時の傘さし運転・携帯を見ながらの運転等は、平成25年の道路交通法改正により、罰金や懲役を伴

う刑事罰の対象となっている。

- ⑤ 自転車置き場を守ること。職員の駐輪場など、他の場所に置いてはいけない。指定された場所以外に駐輪していた場合は、車輪を鎖で縛ることがある。
- ⑥ 保護者以外の人による乗用車などでの送迎は禁止とする。また病気やケガなどの理由で保護者の送迎をうける場合は、保護者をとおして事前に連絡をすること。
- ⑦ 乗用車・自動二輪車、原動機付自転車による登校は禁止とする。
- ⑧ 生徒昇降口は、定時制の生徒は給食室寄りの2箇所を、全日制の生徒はそれ以外を利用する。
- ⑨ 授業が終わったら、部活動などがない場合はすぐ家に帰ること。坂下の公園やプール周辺などに「たむろ」しないこと。
- ⑩ 帰りの路上で、大声で話しをしたり、歌ったりして近隣住民に迷惑をかけること。

(3) 授業を受ける際

- ① 休み時間中に授業準備をして、授業開始のチャイムが鳴ったときには自分の席に着席していること。授業が始まってから教科書・筆記用具等、取りに行った場合は、遅刻となる。
- ② 授業の始まりと終わりには係りが号令をかけて、起立し・礼をすること。
- ③ 授業中にトイレに行くことは原則禁止とする。トイレは始業前に済ませておくこと。
- ④ 授業態度を良好にすること。私語、飲食、ガム、帽子・サングラスの着用等は禁止とする。
- ⑤ 携帯電話を使用したり充電をした場合は発見した教員が預かることとする。放課後に職員室で生徒部教員から説諭を受けた後に返却してもらうこと。この行為を3回繰り返した場合は、登校時に携帯電話を生徒部に預け、下校時に返却する指導を3日間受け、反省文を提出することとなる。
- ⑥ 教室を離れるときは、担任に預けるか鍵のかかるロッカーに保管する。

(4) 教室使用

① 黒板使用について

右端…全日制が使用。(日付・日直・お知らせ等。)

左端…定時制が使用。(日直・お知らせ等)

② 掲示物の場所について

全日制…正面黒板の廊下側・廊下側の側面・教室の後ろを利用。

定時制…正面黒板の窓側を利用。

③ 清掃関係について

全日制…掃き掃除・黒板消し(クリーナーの清掃)・ごみ捨て。(いっぱいになったら集積場へ)

定時制…平常時は掃き掃除・黒板消し。机・椅子の整列。学期末は平常時に加えてごみ捨て。

④ 机の中について

机の上や中に私物(教科書等)を置きっ放しにしないこと。全日制の忘れ物がある場合は教卓

中に入れるか、担任に届けること。(貴重品は必ず担任に届けること。)

(5) 校内の使用場所

- ① 1年生のトイレはホールの所を使うこと。
- ② 校舎内で立ち入っても良い場所は次のとおりである。
 - 1階…生徒昇降口から給食室。それ以外は立ち入らないこと。
 - 2階…視聴覚室からホール周り。体育館側へは通路も含め、授業時以外行かないこと。
 - 3階…図書室のみ。それ以外は許可なく立ち入らないこと。
 - 4階…CALL 教室、音楽室、化学室。それ以外は許可なく立ち入らないこと。
- ③ 学校に来たら、校舎の外へ出てはいけません。喫煙などの疑いをもたれます。
- ④ 自動販売機のジュースは、生徒昇降口か教室で飲むこと。廊下などでは飲まないこと。授業中、机上に出していた場合は、教員が預かることとする。

4 特別な指導

(1) 特別な指導について

- ① 問題行動が発生した場合、職員が協議をおこなう。その上で学校長が必要と判断した場合は特別な指導を行う。
- ② 特別な指導には説諭指導と謹慎指導がある。問題行動が比較的軽度の場合は説諭指導、重大なものには謹慎指導を適用する。
- ③ 特別な指導は在学中は累積加算される。軽微な問題行動であっても説諭指導が3回目になった場合は謹慎指導を適用する。また、謹慎指導が3回目相当になったにも関わらず生活態度に大きな改善が見られない場合、進路変更となる場合がある。
- ④ 謹慎指導中にはある程度の期間までは欠席日数が増えないように考慮する。その場合でも、授業についてはすべて欠席として扱う。

(2) 特別な指導の対象となる非行・問題行動

暴力、いじめ、インターネットを使用した他人の誹謗・中傷、または許可を得ずに他人の個人情報流出させたり迷惑行為や反社会的行為の写真などを流出させたりすること、恐喝、薬物乱用、窃盗、器物破損、暴言(恫喝等)、非礼行為、指導拒否、喫煙、飲酒、無免許運転、友達等による送迎。

※暴力やいじめなど人権を侵害する行為、恐喝、薬物乱用等については、退学や登校禁止など、特に厳しく指導する。

※窃盗、器物破損については、厳しく指導する。故意に器物を破損した場合は弁償してもらう。

また故意でなくても重大な過失のある場合は、弁償してもらう場合がある。

※喫煙同席、煙草所持、電子タバコ所持、喫煙具所持も喫煙と同じ扱いとする。

※酒を飲んでの登校、飲酒同席も、飲酒と同じ扱いとする。

※未成年者が、校外で喫煙・飲酒行為を発見された場合も指導対象とする。

※成人であっても、校内および登下校中の喫煙・飲酒行為は指導対象とする。

※問題行動の写真がSNS等から発見された場合も指導対象とする。

(2) 円滑な学校生活を損なう行為

自転車通学違反（ステッカーの貼っていない自転車での通学）、駐輪場所違反（指定場所以外への駐輪）、指導拒否、授業妨害、授業態度不良、等

(3) その他

生徒部協議により問題行動と認められた行為

5 生徒会会則（抜粋）

(1) 本会は東京都立瑞穂農芸高等学校定時制生徒会と称する。

(2) 本会は本校定時制課程に在学する生徒を会員として構成する。

(3) 本会の会員は、次の権利と義務を有する。

①各委員の選挙権および被選挙権。

②各会議に議案を提出する権利。

③クラブに所属する権利。

④本会の行う諸行事に参加する義務。

⑤生徒会費（年額 2,400円）を納入する義務。

⑥この会則を遵守する義務。

(4) 総会は、会員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。

(5) 本会は次の機関を置く

①新入生歓迎会・送別会実行委員会…新入生歓迎会、送別会の企画、立案、実施にあたる。

②瑞高祭実行委員会…瑞高祭の企画、立案、実施にあたる。

③球技大会実行委員会…球技大会の企画、立案、実施にあたる。

④校外学習委員会…校外学習の企画、立案、実施にあたる。

⑤保健・美化・給食委員会…校舎内外の環境美化などに努める。

⑥選挙管理委員会…生徒会役員選挙を統括する。

⑦図書委員会…図書館の整備、新聞等による広報活動、その他必要な事項を処理する。